

感染症予防計画

感染症法第10条

第1項 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。）を定めなければならない。

第14項 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

保健所設置区市予防計画の確認方法

- ✓ 国の基本指針の項目を基に、記載の要否（必須、任意）を分類の上、チェックリストを作成
- ✓ 各保健所設置区市の予防計画とチェックリストを都に提出してもらい、基本指針及び都予防計画に即しているか、都において確認

チェックリストの記載方法

- ：記載あり かつ 都の計画と整合性を図った内容
- ：地方衛生研究所をもつ区の検査体制に係る項目
- △：一部記載
又は
記載あり だが 地域の特性等を基に記載
例：区の計画では国の手引きどおり、
第6波から1か月の必要人員数で算出
- ：記載なし
(国や都のみ記載の項目 又は 保健所設置区市は任意の項目)

(参考)

■保健所設置区市予防計画と都予防計画の整合性の確認

令和5年12月末	計画案及びチェックリストの提出（区市→都）
令和6年1月前半	文案の修正等依頼（都→区市）
令和6年1月後半	計画案及びチェックリストの提出（区市→都）
令和6年2月1日	第2回保健所連絡調整部会で整合性を確認
令和6年2月中旬	計画案及びチェックリストの提出（区市→都）
令和6年3月4日	第3回連携協議会（全体会）で協議

保健所設置区市予防計画の記載項目について（区中央部①）

国基本指針	都予防計画	記載 要否	千代田	中央	港	文京	台東
第一 感染症の予防の推進の基本的な方向	第一章 第1 基本方針 第2 関係機関の役割及び都民や医師等の責務		○	○	○	○	○
第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第二章 第1 感染症の発生予防のための施策 第四章 第1 1 結核対策	必須	○	○	○	○	○
第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	第二章 第2 感染症発生時のまん延防止のための施策	必須	○	○	○	○	○
第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	第二章 第5 調査研究の推進及び人材の育成 1 調査研究の推進	任意	○	○	●	○	○
第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	第二章 第5 調査研究の推進及び人材の育成 2 病原体等の検査機能の強化 第三章 第3 検査体制の確保及び検査能力の向上	必須	○	○	●	○	○
第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	第二章 第3 医療提供体制の整備 第三章 第4 医療提供体制の確保	—	△ 一部記載	—	△ 一部記載	○	○
第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	第二章 第3 3 患者移送体制の確保 第三章 第4 7 患者移送体制の確保	必須	○	○	○	○	○

保健所設置区市予防計画の記載項目について（区中央部②）

国基本指針	都予防計画	記載 要否	千代田	中央	港	文京	台東
第八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	—	—	—	—	—	—	—
第九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	別表	一部 (検査・保健所体制)	○	○	△	○	○
第十 宿泊施設の確保に関する事項	第三章 第5 宿泊療養施設の確保及び療養環境の整備等	任意	—	—	○	○	—
第十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	第三章 第6 自宅療養者等の療養環境の整備	必須	○	○	○	○	○
第十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	第1章 第1 基本方針 第3章 第1 基本的な考え方	—	○	○	○	○	○
第十三 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項	第三章 第4 医療提供体制の確保	—	—	—	○	○	—
第十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	第一章 第1 基本方針 4 人権の尊重 6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供 第二章 第1 5 国内外の情報収集・分析及び情報提供等 第6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供	任意	○	○	○	○	○

保健所設置区市予防計画の記載項目について（区中央部③）

国基本指針	都予防計画	記載要否	千代田	中央	港	文京	台東
第十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	第二章 第5 調査研究の推進及び人材の育成 3 感染症に対応できる人材育成等 第7 保健所体制の強化 3 人材育成	必須	○	○	○	○	○
第十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	第二章 第7 保健所体制の強化 第三章 第9 保健所の業務執行体制の確保	必須	○	○	○	○	○
第十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項		—	—	—	—	—	—
第十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	第二章 第4 国・他区市及び関係機関との連携協力の推進	必須	○	○	○	○	○
第十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	第二章 第1 感染症の発生予防のための施策 第2 感染症発生時のまん延防止のための施策 第四章 第2 その他の施策	—	○	—	○	○	○

保健所設置区市予防計画の記載項目について（区東部・区東北部①）

国基本指針	都予防計画	記載 要否	荒川	足立	葛飾	墨田	江東	江戸川
第一 感染症の予防の推進の基本的な方向	第一章 第1 基本方針 第2 関係機関の役割及び都民や医師等の責務		○	○	○	○	△ 一部記載	○
第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第二章 第1 感染症の発生予防のための施策 第四章 第1 1 結核対策	必須	○	○	○	○	○	○
第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	第二章 第2 感染症発生時のまん延防止のための施策	必須	○	○	○	○	○	○
第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	第二章 第5 調査研究の推進及び人材の育成 1 調査研究の推進	任意	○	●	—	○	—	●
第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	第二章 第5 調査研究の推進及び人材の育成 2 病原体等の検査機能の強化 第三章 第3 検査体制の確保及び検査能力の向上	必須	○	●	○	○	○	●
第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	第二章 第3 医療提供体制の整備 第三章 第4 医療提供体制の確保	—	—	○	—	○	—	—
第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	第二章 第3 3 患者移送体制の確保 第三章 第4 7 患者移送体制の確保	必須	○	○	○	○	○	○

保健所設置区市予防計画の記載項目について（区東部・区東北部②）

国基本指針	都予防計画	記載 要否	荒川	足立	葛飾	墨田	江東	江戸川
第八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	—	—	—	—	—	—	—	—
第九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	別表	一部 (検査・保健所体制)	○	○	△	○	○	○
第十 宿泊施設の確保に関する事項	第三章 第5 宿泊施設の確保及び療養環境の整備等	任意	—	○	—	○	—	—
第十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	第三章 第6 自宅療養者等の療養環境の整備	必須	○	○	○	○	○	○
第十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	第1章 第1 基本方針 第3章 第1 基本的な考え方	—	○	○	—	○	—	○
第十三 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項	第三章 第4 医療提供体制の確保	—	○	—	—	○	—	—
第十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	第一章 第1 基本方針 4 人権の尊重 6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供 第二章 第1 5 国内外の情報収集・分析及び情報提供等 第6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供	任意	○	○	—	○	—	○

保健所設置区市予防計画の記載項目について（区東部・区東北部③）

国基本指針	都予防計画	記載 要否	荒川	足立	葛飾	墨田	江東	江戸川
第十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	第二章 第5 調査研究の推進及び人材の育成 3 感染症に対応できる人材育成等 第7 保健所体制の強化 3 人材育成	必須	○	△ IHEAT 記載なし	○	○	△ IHEAT 記載なし	○
第十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	第二章 第7 保健所体制の強化 第三章 第9 保健所の業務執行体制の確保	必須	○	○	○	○	○	○
第十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項		—	—	—	—	—	—	—
第十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	第二章 第4 国・他縣市及び関係機関との連携協力の推進	必須	○	○	○	○	○	○
第十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	第二章 第1 感染症の発生予防のための施策 第2 感染症発生時のまん延防止のための施策 第四章 第2 その他の施策	—	○	○	—	○	—	—

保健所設置区市予防計画の記載項目について（区西部・区西北部①）

国基本指針	都予防計画	記載 要否	新宿	中野	杉並	豊島	北	板橋	練馬
第一 感染症の予防の推進の基本的な方向	第一章 第1 基本方針 第2 関係機関の役割及び都民や医師等の責務		○	○	○	○	○	○	○
第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第二章 第1 感染症の発生予防のための施策 第四章 第1 1 結核対策	必須	○	○	○	○	○	○	○
第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	第二章 第2 感染症発生時のまん延防止のための施策	必須	○	○	○	○	○	○	○
第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	第二章 第5 調査研究の推進及び人材の育成 1 調査研究の推進	任意	○	○	●	○	○	○	○
第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	第二章 第5 調査研究の推進及び人材の育成 2 病原体等の検査機能の強化 第三章 第3 検査体制の確保及び検査能力の向上	必須	○	○	●	○	○	○	○
第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	第二章 第3 医療提供体制の整備 第三章 第4 医療提供体制の確保	—	○	○	○	△ 一部 記載	△ 一部 記載	△ 一部 記載	○
第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	第二章 第3 3 患者移送体制の確保 第三章 第4 7 患者移送体制の確保	必須	○	○	○	○	○	○	○

保健所設置区市予防計画の記載項目について（区西部・区西北部②）

国基本指針	都予防計画	記載 要否	新宿	中野	杉並	豊島	北	板橋	練馬
第八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	別表	一部 (検査・ 保健所 体制)	○	○	△	○	○	○	○
第十 宿泊施設の確保に関する事項	第三章 第5 宿泊施設の確保及び療養環境の整備等	任意	○	○	—	—	—	—	—
第十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	第三章 第6 自宅療養者等の療養環境の整備	必須	○	○	○	○	○	○	○
第十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	第1章 第1 基本方針 第3章 第1 基本的な考え方	—	○	○	○	○	○	○	○
第十三 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項	第三章 第4 医療提供体制の確保	—	○	○	○	—	—	○	○
第十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	第一章 第1 基本方針 4 人権の尊重 6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供 第二章 第1 5 国内外の情報収集・分析及び情報提供等 第6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供	任意	○	○	○	○	○	△ 一部 記載	○

保健所設置区市予防計画の記載項目について（区西部・区西北部③）

国基本指針	都予防計画	記載要否	新宿	中野	杉並	豊島	北	板橋	練馬
第十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	第二章 第5 調査研究の推進及び人材の育成 3 感染症に対応できる人材育成等 第7 保健所体制の強化 3 人材育成	必須	○	○	○	○	△ IHEAT 研修記載 なし	○	○
第十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	第二章 第7 保健所体制の強化 第三章 第9 保健所の業務執行体制の確保	必須	○	○	○	○	○	○	○
第十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項		—	—	—	—	—	—	—	—
第十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	第二章 第4 国・他縣市及び関係機関との連携協力の推進	必須	○	○	○	○	○	○	○
第十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	第二章 第1 感染症の発生予防のための施策 第2 感染症発生時のまん延防止のための施策 第四章 第2 その他の施策	—	○	○	○	○	—	—	○

保健所設置区市予防計画の記載項目について（区南部・区西南部・南多摩①）

国基本指針	都予防計画	記載 要否	品川	大田	目黒	世田谷	渋谷	八王子	町田
第一 感染症の予防の推進の基本的な方向	第一章 第1 基本方針 第2 関係機関の役割及び都民や医師等の責務		○	○	○	○	○	○	○
第二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第二章 第1 感染症の発生予防のための施策 第四章 第1 1 結核対策	必須	○	○	○	○	○	○	○
第三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	第二章 第2 感染症発生時のまん延防止のための施策	必須	○	○	○	○	○	○	○
第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	第二章 第5 調査研究の推進及び人材の育成 1 調査研究の推進	任意	○	○	○	●	○	○	○
第五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	第二章 第5 調査研究の推進及び人材の育成 2 病原体等の検査機能の強化 第三章 第3 検査体制の確保及び検査能力の向上	必須	○	○	○	●	○	○	○
第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	第二章 第3 医療提供体制の整備 第三章 第4 医療提供体制の確保	—	—	○	—	○	○	○	—
第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	第二章 第3 3 患者移送体制の確保 第三章 第4 7 患者移送体制の確保	必須	○	○	○	○	○	○	○

保健所設置区市予防計画の記載項目について（区南部・区西南部・南多摩②）

国基本指針	都予防計画	記載 要否	品川	大田	目黒	世田谷	渋谷	八王子	町田
第八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—
第九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項	別表	一部 (検査・ 保健所 体制)	○	○	○	△	○	○	○
第十 宿泊施設の確保に関する事項	第三章 第5 宿泊施設の確保及び療養環境の整備等	任意	○	—	—	○	—	○	—
第十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項	第三章 第6 自宅療養者等の療養環境の整備	必須	○	○	○	○	○	○	○
第十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	第1章 第1 基本方針 第3章 第1 基本的な考え方	—	—	○	—	○	○	—	—
第十三 法第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項	第三章 第4 医療提供体制の確保	—	—	—	—	○	—	—	○
第十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	第一章 第1 基本方針 4 人権の尊重 6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供 第二章 第1 5 国内外の情報収集・分析及び情報提供等 第6 感染症に関する知識の普及啓発と情報提供	任意	○	○	○	○	○	○	○

保健所設置区市予防計画の記載項目について（区南部・区西南部・南多摩③）

国基本指針	都予防計画	記載 要否	品川	大田	目黒	世田谷	渋谷	八王子	町田
第十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	第二章 第5 調査研究の推進及び人材の育成 3 感染症に対応できる人材育成等 第7 保健所体制の強化 3 人材育成	必須	○	○	○	○	○	○	○
第十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	第二章 第7 保健所体制の強化 第三章 第9 保健所の業務執行体制の確保	必須	○	○	○	○	○	○	○
第十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項		—	—	—	—	—	—	—	—
第十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項	第二章 第4 国・他縣市及び関係機関との連携協力の推進	必須	○	○	○	○	○	○	○
第十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	第二章 第1 感染症の発生予防のための施策 第2 感染症発生時のまん延防止のための施策 第四章 第2 その他の施策	—	○	○	○	○	—	○	○